

議 第 2 4 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成 1 1 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 号建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表 1 の項中「仕様・計算併用法」を「仕様・計算併用法等」に改め、「第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準」の次に「（同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（以下この項において「気候風土適応住宅」という。）にあつては、同号ロ(1)の基準に限る。）」を、「同号ロ(2)の基準」の次に「（気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。）」を加え、同表 2 の項及び 3 の項中「仕様・計算併用法」を「仕様・計算併用法等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改正後		改正前	
<p>る <u>住宅(以下この項において「気候風土適応住宅」という。)</u>にあつては、<u>同号ロ(1)の基準に限る。</u>をいう。2の項及び3の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>オ 住宅部分について仕様基準による基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(気候風土適応住宅)については、<u>同号ロ(2)の基準に限る。</u>をいう。2の項及び3の項において同じ。)又は誘導仕様基準による基準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(気候</p>			<p>を行う場合</p> <p>オ 住宅部分について仕様基準による基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。)又は誘導仕様基準による基準(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。2の項及び3の項において同じ。)に適合するかどうかの判定</p>

改正後		改正前	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の基準に限る。)をいう。2の項及び3の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合	(1) 床面積の増加をしようとする場合 ア (略) イ その他の場合 増加をしようとする床面積に応じて次の方法で算出した額とする。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 仕様・計算併用法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合について は、1の項(2)エと同じ方法で算出した額とする。 (オ) (略)	2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	進行する場合 (1) 床面積の増加をしようとする場合 ア (略) イ その他の場合 増加をしようとする床面積に応じて次の方法で算出した額とする。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合について は、1の項(2)エと同じ方法で算出した額とする。 (オ) (略)
			(2) その他の場合

